## 【z219】医療職給料表(二)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
薬剤師	大学六卒	二級十九号給
条利即	大学卒	二級五号給
獣医師	修士課程修了又は専門職学位課程修了	二級十九号給
	大学六卒	
	大学卒	二級五号給
診療放射線技師	大学卒	二級五号給
	短大三卒	一級二十一号給
診療エックス線技師	短大卒	一級十五号給
臨床検査技師	大学卒	二級五号給
	短大三卒	一級二十一号給
栄養士	大学卒	二級五号給
	短大卒	一級十五号給
衛生検査技師	大学卒	二級五号給
	短大卒	一級十五号給
臨床工学技士	大学卒	二級五号給
	短大三卒	一級二十一号給
理学療法士及び作業療法士	大学卒	二級五号給
	短大三卒	一級二十一号給
視能訓練士	大学卒	二級五号給
	短大三卒	一級二十一号給
歯科衛生士	短大卒	一級十五号給
	高校専攻科卒	一級十一号給
歯科技工士	短大三卒	一級二十一号給
	短大二卒	一級十五号給

あん摩マッサージ指圧師、はり師、 きゆう師及び柔道整復師	短大三卒	一級二十一号給
	短大二卒	一級十五号給
	高校卒	一級五号給
その他	短大卒	一級十五号給
	高校卒	一級五号給

- 1 医療職給料表(二)級別資格基準表の備考に規定する職員に第十三条の規定を適用する場合におけるその者の経験年数は、同表の備考に定めるところによる。
- 2 薬剤師法の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十四号)附則第三条の規定により薬剤師となつたものに対するこの表の学歴免許等欄の適用については、「大学六卒」の区分によるものとする。